（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十八条　第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十八条　第五十三条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○経済産業省・財務省・金融庁告示第五号

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正
財務大臣　片山さつき
金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　略］ （第七面） （単位：百万円、％）	（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　同左］ （第七面） （単位：百万円、％）
ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［略］	［同左］
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　略］ ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 ［ｘ～ｐｐ　略］	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　同左］ ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 ［ｘ～ｐｐ　同左］